

第 1 章 ごみ処理基本計画策定の概要

第 1 節 計画策定の目的

秩父広域市町村圏組合（以下「組合」という。）では、平成 23 年 3 月にごみ処理基本計画を策定し、①住民、事業者、構成市町との連携、②資源循環利用の促進、③環境負荷の低減を基本方針に掲げ、構成市町と連携して資源化の推進と適正なごみの処理・処分に努めてきました。前計画の策定から 15 年が経過し、構成市町や組合を取り巻く社会状況、組合の処理施設に求められる機能や廃棄物処理状況は大きく変化しています。

令和 6 年 8 月には第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、その中で循環経済（サーキュラーエコノミー）^{†1}への移行の推進がうたわれており、一般廃棄物の減量化や適正処理の推進等に関する新たな取組目標を設定しています。令和 7 年 2 月には「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）が改訂され、新たな減量化や資源化の数値目標が示されました。

また、埼玉県は、令和 3 年 3 月に第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス^{†2}削減推進計画）を策定し、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現に向けて施策と目標を設定しています。

このような背景から国の目指す循環経済への移行に向けて、ごみの発生抑制や資源化のための目標と基本的な施策を定め、廃棄物の適正な処理・処分を計画的に実行していくために「ごみ処理基本計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に基づいて策定するもので、組合において長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本的方向を示すものです。本計画の策定に当たっては、国、県の計画及び構成市町の総合振興計画等と整合を図ります。

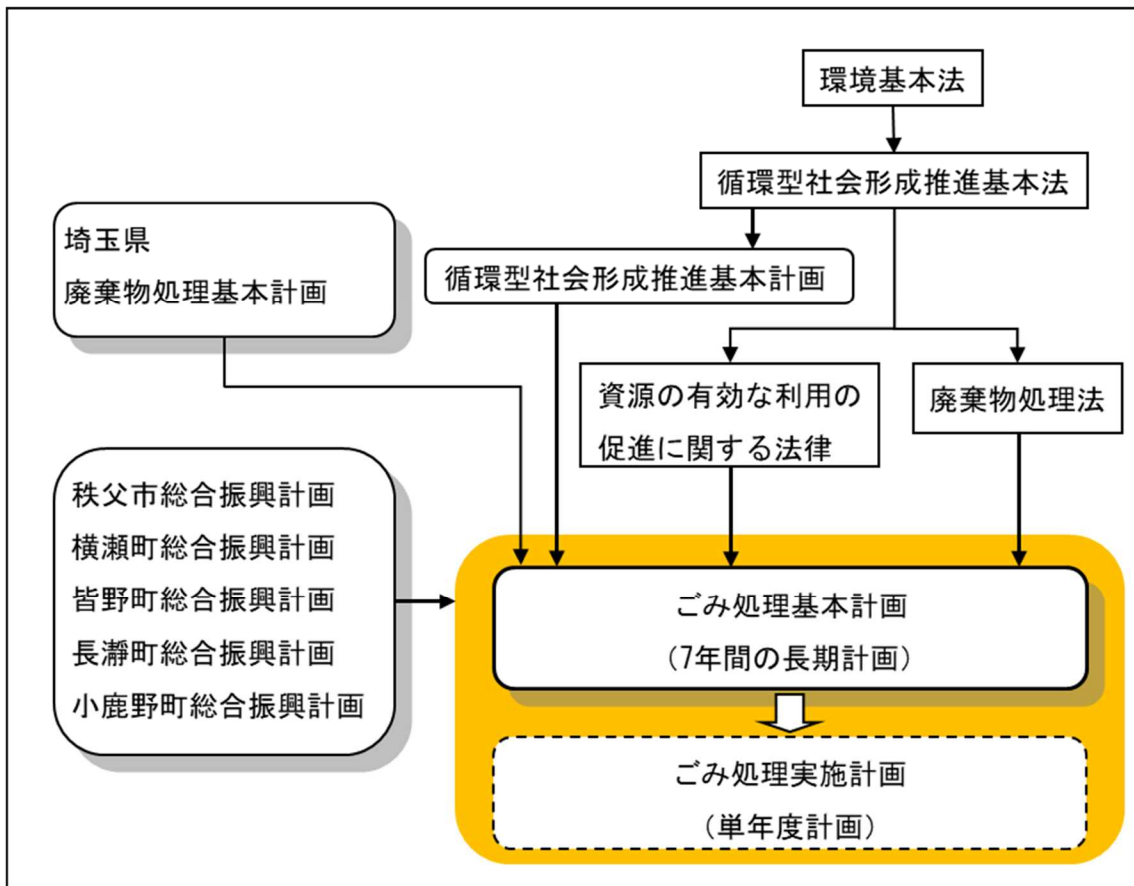


図1-2-1 ごみ処理基本計画の位置づけ

第3節 計画の対象範囲

本計画は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町から発生する一般廃棄物（ごみ）の、収集・運搬及び処理（中間処理・最終処分^{†3}・資源化）を対象とします。

第4節 計画の期間

本計画は、令和8年度を初年度とし、令和14年度を最終年度とする向こう7年間の長期計画とします。また、令和15年度を初年度とする次期計画では、既に策定されている組合の「し尿処理基本計画」（計画期間：令和5年度～令和14年度）と統合することとします。なお、社会経済情勢等の諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

第5節 用語の定義

本計画で用いる用語の定義は以下のとおりとします。

表 1-5-1 用語の定義

①総ごみ発生量	集団回収量、収集ごみ量、直接搬入ごみ量の合計（本圏域で発生した不要物の総量）
②総ごみ排出量	収集ごみ量、直接搬入ごみ量の合計（組合で処理するごみの総量）
③集団回収量	構成市町で実施している資源回収事業によって回収された資源物量
④家庭系ごみ量	家庭から排出されたごみの量
⑤事業系ごみ量	事業所から排出された一般廃棄物の量
⑥総資源化量	③集団回収量＋分別収集した資源ごみ量＋中間処理後の資源物量
⑦最終処分量	埋立処分対象量
一人1日当たりの総ごみ発生量	$\text{①総ごみ発生量} \div \text{人口} \div 365 \text{日} \times 1,000,000$ [g/人・日]
リサイクル率	$\text{⑥総資源化量} \div \text{①総ごみ発生量} \times 100$ [%]
最終処分率	$\text{⑦最終処分量} \div \text{①総ごみ発生量} \times 100$ [%]